

県内初！

特定地域づくり事業協同組合の設立に向けて 2

7月10日(日)は参議院議員通常選挙の投票日です！ 4

令和4年度国民健康保険税および
後期高齢者医療保険料のお知らせ 6

南砺市新型コロナウイルスワクチン接種についてのお知らせ 10



なんと みらいちゃん
(色打掛けバージョン)

世界遺産で花嫁姿、華やかに

五箇山出身の花嫁さんが、地元住民の協力を得て、
相倉合掌造り集落で念願の前撮り撮影を行いました。





特定地域づくり 事業協同組合の設立に向けて

～南砺で暮らしたい若者が希望を持って働ける雇用環境を目指して～

1. 特定地域づくり事業協同組合とは

人口減少に直面している地域において、特定地域づくり事業に賛同する「事業者（組合員）」が、組合を設立して市内の若者や移住希望者等をマルチワーカーとして雇用し、様々な仕事を組み合わせることで、通年で働ける仕事を創り出し、「地域づくり人材（派遣職員）」として派遣することで、安定的な雇用環境を提供するものです。

市内事業者の繁忙期の人材不足の解消を図るとともに、移住・定住を希望されている方にとっては、様々な仕事を体験することによるスキルアップや、地域内の様々な方と交流を深められます。また、正職員として雇用されることで安定した給与収入と、あわせて福利厚生や社会保障が整った安定した生活が保障されます。特定地域づくり事業は、左ページの図のように様々な仕事の組み合わせパターンが考えられますが、実際の派遣形態は事業検討の際に決定されます。

2. (仮称)南砺市特定地域づくり事業協同組合の範囲

市内全域を対象とします。

3. 事業者(組合員)とは

市内で農業、商業、観光業、工業、サービス業などを行う事業者のうち、この事業に賛同いただける4社以上（10社程度）を想定しています。なお、法人格を持たない任意の組織、団体、グループ等は、組合員資格として認められないことになっています。

4. 地域づくり人材(派遣職員)とは

地方へ移住を希望する都市部在住の方や、地域おこし協力隊として活躍し任期を終えた方、特定地域づくり事業協同組合の地域内に居住している方などを想定しています。

5. 組合員出資金

事業者（組合員）が地域づくり人材（派遣職員）の派遣を受けるには、原則として特定地域づくり事業協同組合の組合員になり、出資をする必要があります（組合員は、出資1口以上を有しなければならないとされています。）。なお、実際の出資金額は、事業運営の際に必要なに応じて負担する賦課金の有無等および財産的基礎等に鑑み、構成組合員で決定されます。

6. どんなメリットがあるの？目的は？

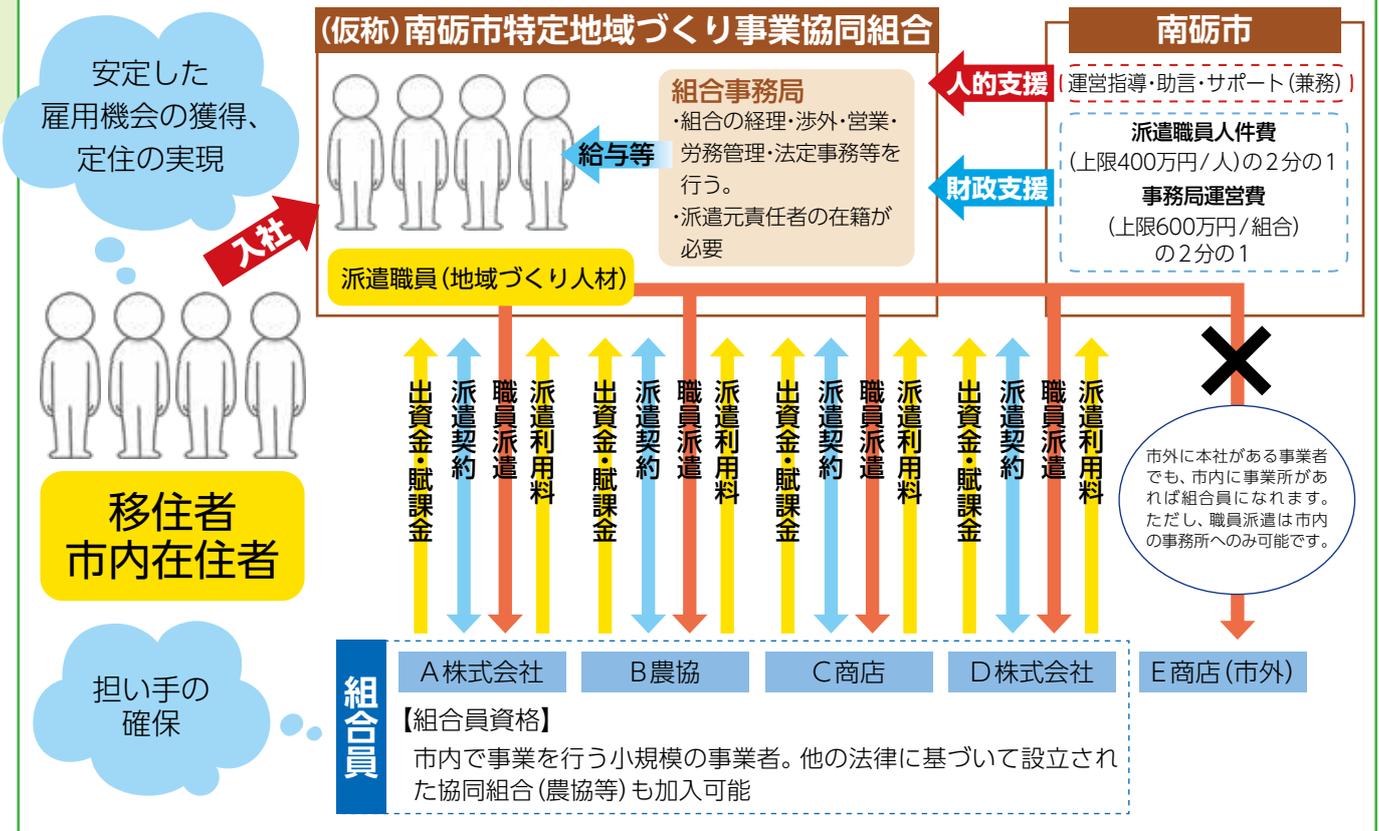
特定地域づくり事業協同組合を設立することにより、公的支援を受けることができます。そして、安定的な雇用環境と一定の給与水準を確保した職場を創り出すことができ、地域内外の若者等を呼び込めるようになり、地域産業の維持・発展が期待されます。

事業者 → 繁忙期で人手が足りないときなどに、人手の確保が容易となります。
季節労働的な仕事に対し、公的支援を得ることで、安定した雇用機会を提供できるようになります。

移住者 → 移住後の仕事の確保に対する不安の解消により、心理的なハードルを下げることができます。
マルチワーカーとして様々な仕事の経験を積むことができるほか、起業希望の夢を実現に近づけることが期待できます。

特定地域づくり事業協同組合設立イメージ

(仮称)南砺市特定地域づくり事業協同組合



【活用イメージ】 ※実際の派遣形態は、事業検討の際に決定します。



(仮称)南砺市特定地域づくり事業協同組合 組合員(発起人)の募集説明会を開催します!!

① 7月14日(木)

時間: 14:00~16:30
場所: 南砺市商工会館(南砺市やかた324番地)

② 7月22日(金)

時間: 14:00~16:30
場所: 井波コミュニティプラザ「アスモ」2階大会議室
(南砺市山見1739-2)

対象者: 市内に事業所を有する事業者(個人事業主を含む)
申込方法: 電話・メールまたは右記QRコードから電子申請でお申し込みください。
締め切り: 開催前日 ※上記の説明会どちらも同一内容での開催となります。



←お申込みは
こちらから

申込みおよび問い合わせ 南砺で暮らしません課 (☎ ③2037 Mail: kurashimasenka@city.nanto.lg.jp)



7月10日(日)は、 参議院議員通常選挙の投票日です!

私たち一人ひとりの意見を社会に
反映させるための大切な選挙です。
必ず投票しましょう!

公示日および投票所入場券発送日

6月22日(水)

※入場券の到着には数日かかることがあります。

期日前投票

6月23日(木)～

7月9日(土)

午前8時30分～午後8時

※ただし、平、上平、利賀、井口の期日前投票所は7月2日(土)～9日(土)

投票日

7月10日(日)

午前7時～午後8時

※ただし、平・上平・利賀の全投票区、福光南蟹谷投票区および福光太美山投票区は午後6時まで

6月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

7月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16

●投票資格要件

▽年齢要件 平成16年7月11日までに生まれた18歳以上の日本国民の方

▽住所要件 令和4年3月21日以前から引き続き南砺市の住民基本台帳に登録されている方

転入・転出された方の投票

▽転入された方

令和4年3月22日以降に南砺市に転入された方で、前住所地に3か月以上居住し、選挙人名簿に登録されている方は、前住所地で投票できます。

▽転出された方

令和4年3月22日以降に南砺市から他市町村へ転出された方で、転出前に南砺市に3か月以上居住し選挙人名簿に登録されている方は、南砺市で投票できます。

投票所入場券

▽発送方法 各世帯主等宛に郵送します。

(1世帯4人までを1枚にまとめて案内)

▽記載事項 氏名、生年月日、投票区、投票場所、投票時間 など

※当日投票の場合、入場券に記載された投票場所以外では投票できません。

※入場券が届いていない場合や、紛失した場合でも投票ができます(運転免許証などの本人と確認できるものを提示してください)。

期日前投票

仕事や旅行などで、投票日当日に投票できない方は、期日前投票をご利用ください。また新型コロナウイルス感染症対策として、投票日当日の混雑緩和の観点からも積極的にご利用ください。

▽期日前投票所 市内8市民センター

※お住まいの地域にかかわらず、市内全ての市民センターで投票できます。

期日前投票を利用される方は、事前に入場券裏面の期日前投票宣誓書に氏名、住所などを記入してお持ちください。



不在者投票

▽対象者

・入院中の方、老人ホームなどの施設に入所されている方

・仕事、学業などで他の市町村に滞在されている方

※手続きに時間を要しますので、投票用紙の請求はお早めをお願いします。

選挙公報

▽配布方法

新聞折込で配布するほか、市民センターなどの市内公共施設に据え置きます。また、市のホームページでもご覧いただけます。

※郵送を希望される方は、市選挙管理委員会までご連絡ください。

新型コロナウイルス感染症対策

・投票所入口に設置する手指消毒液をご利用ください。

・投票所内ではマスクを着用し、周りの方とは距離を保つようお願いいたします。

投票区の統廃合について

利賀山投票区を廃止し、井波第2投票区に統合します。投票日当日に投票する場合は、山地区の方は井波第2投票所（井波市民センター）で投票してください。

問い合わせ

南砺市選挙管理委員会（総務課内）

☎ 2003 fax 6340 ✉ somuka@city.nanto.lg.jp

市ホームページ

「参議院議員

通常選挙のお知らせ」



小枝・落葉専用袋を導入します

8月上旬から、小枝・落葉専用袋の店頭販売を予定しています（物流の状況により遅れる場合があります）。

大きさは45L（燃えるごみ袋大と同じ）、価格は1袋10枚入りで200円（1枚あたり20円）で、枝葉以外の混入物が把握できるよう半透明で文字色は茶色です。



小枝・落葉は燃やすものではなく、ごみであるとの意識を持っていただくもので、袋の厚みを燃えるごみ袋の1.2倍にして、ごみとして排出しやすくしています。また、化石資源の使用削減に配慮し、従来の石油由来の原料を10%削減しています。

【Q&A】

- Q1. 今までの燃えるごみ袋で小枝・落葉を捨てても大丈夫ですか？
A1. 今までどおり、燃えるごみ袋で捨てても大丈夫です。
- Q2. 小枝・落葉専用袋に生ごみや生活ごみを入れてもよいですか？
A2. 生ごみや生活ごみが入っていれば、違反ごみとなり回収されません。
- Q3. 小枝・落葉専用袋は、いつ、どこへ出せばよいですか？
A3. 燃えるごみの日にごみステーションへ出してください。なお、一度に多量に出されるとごみ収集に支障が出るおそれがあるため、一度に出すごみ袋は3～5袋程度にしてくださいようご協力をお願いします。

ごみ出しについて再周知

●ダンボールの出し方

ダンボールは、ごみステーションへは出せません。お住いの地区で、自主的に回収している集団資源回収の日に出されるか、集団資源回収をされていない地区の方は、専門業者やごみ処理施設（クリーンセンターとなみ、南砺リサイクルセンター）へ持ち込んでください。

●資源ごみ区分のびんの出し方について

びんは、それぞれの色で再生品としてリサイクルされます。色が混ざるとリサイクルに支障が出ますので、次の色分けで分別をお願いします。

色	主な再生品
無色透明びん	無色透明びん
茶びん	茶びん
その他の色びん（乳白色除く）	各色びん、アスファルト

問い合わせ 生活環境課 生活衛生係 ☎ 2035

令和4年度国民健康保険税および 後期高齢者医療保険料のお知らせ

今年度の国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の年額を、7月14日付けで発送する「令和4年度国民健康保険税納税通知書」および「令和4年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」でご案内します。

令和4年度 国民健康保険税の計算

国民健康保険税は、世帯の国民健康保険加入者一人ひとりについて算出した所得割額・均等割額の世帯合算額に平等割額を加えた税額が世帯主に課税されます。年度途中で国民健康保険に加入または脱退されたときの税額は、月割で計算されます。

	課税対象区分	税率		
		医療分 (加入者全員)	後期支援分 (加入者全員)	介護保険分 (40～64歳の 加入者)
① 所得割額	総所得金額等－基礎控除額 (43万円) ^{*1}	6.40%	1.90%	1.60%
② 均等割額	国保加入者1人あたり	25,500円	7,700円	8,200円
③ 平等割額	国保加入世帯1世帯につき	19,700円	6,000円	4,500円
限度額	税率区分ごとの①＋②＋③の合計額に対する限度額	最高65万円	最高20万円	最高17万円

税率区分ごとの ① + ② + ③ の合計額が令和4年4月から令和5年3月までの国民健康保険税です。

■軽減等について

世帯の所得水準に合わせて、上記の均等割額、平等割額が軽減されます。

(ただし、未申告の加入者が含まれる場合は、世帯員の軽減判定が行われなままの賦課となりますので、ご注意ください。)

令和4年度から、未就学児の均等割額を5割軽減します。所得に応じた軽減に該当する世帯は、その軽減適用後の均等割額を5割軽減します。

※1 加入者個人の合計所得が2,400万円を超える場合は、基礎控除額の金額が減額されます。

詳しくは、国民健康保険税納税通知書に同封される国民健康保険税のしおりをご覧ください。

令和4年度 後期高齢者医療保険料の計算

75歳を迎えると後期高齢者医療制度の対象となり、被保険者一人ひとりについて算出した所得割額・均等割額の合算額を保険料として納めていただきます。年度途中で転出・死亡されたときの保険料額は、月割で計算されます。

	賦課の基となる金額	後期高齢者医療保険料
① 所得割額	総所得金額等－基礎控除額 (43万円) ^{*2}	8.82%
② 均等割額	被保険者1人あたり	46,800円
限度額	① + ② の合計額に対する限度額	最高66万円

① + ② の合計額が4月から3月までの後期高齢者医療保険料です。

※2 加入者個人の合計所得が2,400万円を超える場合は、基礎控除額の金額が減額されます。

詳しくは、富山県後期高齢者医療広域連合から送付される「後期高齢者医療制度のしおり」をご覧ください。

納付は便利な口座振替で！

納め忘れがないように「口座振替」をおすすめします(他税目と別口座での口座振替も可能です)。また、国民健康保険税を口座振替で納付されていた方でも、引き続き後期高齢者医療保険料を口座振替で納付されたい場合は、改めて口座振替の手続きが必要です。お手数ですが、振替を希望される口座の通帳と届出印を持参の上、市内の金融機関・郵便局の窓口で手続きをしてください。

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の通知書と納付書を7月に1年分まとめて送付します。納期は、第1期(令和4年7月)から第8期(令和5年2月)までの8回です。国民健康保険税の納付書は、コンビニエンスストアでもご利用できますが、後期高齢者医療保険料の納付書はご利用できませんので、ご注意ください。

国民健康保険および後期高齢者医療は、みなさまの保険税・保険料で支えられています

問い合わせ 税務課 市民税係 ☎ ③2005

国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、保険税(料)の減免申請ができます。

【保険税(料)の減免の対象となる方】

- 1 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者(※1)が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の方 → 保険税(料)を全額免除
- 2 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方 → 保険税(料)の一部を減額

※1 主たる生計維持者とは、原則として世帯主のことです。

【保険税(料)が一部減額される具体的な要件(主たる生計維持者について)】

②に該当される方は、以下の(1)~(3)すべてに当てはまるのが条件となります。

- (1) 令和4年中の事業収入・不動産収入・給与収入・山林収入のいずれかの収入が、前年(令和3年中)に比べて10分の3以上減少する見込みであること。
- (2) 前年(令和3年中)の所得の合計額が1,000万円以下であること。
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年(令和3年中)の所得の合計額が400万円以下であること。

注:申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

- ・倒産、解雇、雇止め等により離職され、失業給付を受給される方は、別に軽減の制度があります。
- ・持続化給付金等、国や地方公共団体からの各種給付金は、事業収入に含みません。

【申請の方法】

- ・申請様式などは、市ホームページをご覧ください。
- ・減免基準に該当し、申請書の送付を希望される方は、下記の問い合わせ先へお電話ください。

問い合わせ 税務課 市民税係 ☎2005

参加
無料

働き方改革推進セミナー

～男性にも女性にも選ばれる南砺市となるために～

男性の育休に関する基礎知識と意義を学ぶとともに、市内事業所で男性の育休取得を促すために必要なことを考えます。



■ 日時 **7月25日(月)** 午後2時～午後4時30分

対象：事業所の経営者、管理職、人事担当者など

■ 場所 いのくち椿館 多目的室(南砺市宮後188)

プログラム

- ・基調講演 (70分)
「男性育休」が会社、地域を変える！！
- ・ワークショップ (60分)



講師

塚越 学氏

(NPO 法人ファザーリング・ジャパン理事
/ 東レ経営研究所チーフコンサルタント)



ファシリテーター

小安 美和氏

(株式会社 Will Lab 代表取締役)

- 申込方法 7月20日(水)までに事前申込をお願いします。
専用フォーム(下記URLまたはQRコード)からお申込みいただくか、
参加申込書を市ホームページからダウンロードし、必要事項を入力して
FAX(52-3680)でお申込みください。
詳細は、市ホームページ等をご覧ください。
URL: <https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/PFB8rLrS>



↑お申込みは
こちらから

問い合わせ 南砺で暮らしません課 女性活躍・婚活支援係 ☎2037

富山県後期高齢者医療広域連合からのお知らせ

窓口負担割合2割の新設について

令和4年10月1日から、後期高齢者医療制度の被保険者の、窓口負担割合に、現行の「1割」または「3割」のほか、新たに「2割」が追加されます。一定以上の所得のある方は、現役並み所得者(窓口負担割合3割の方)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。

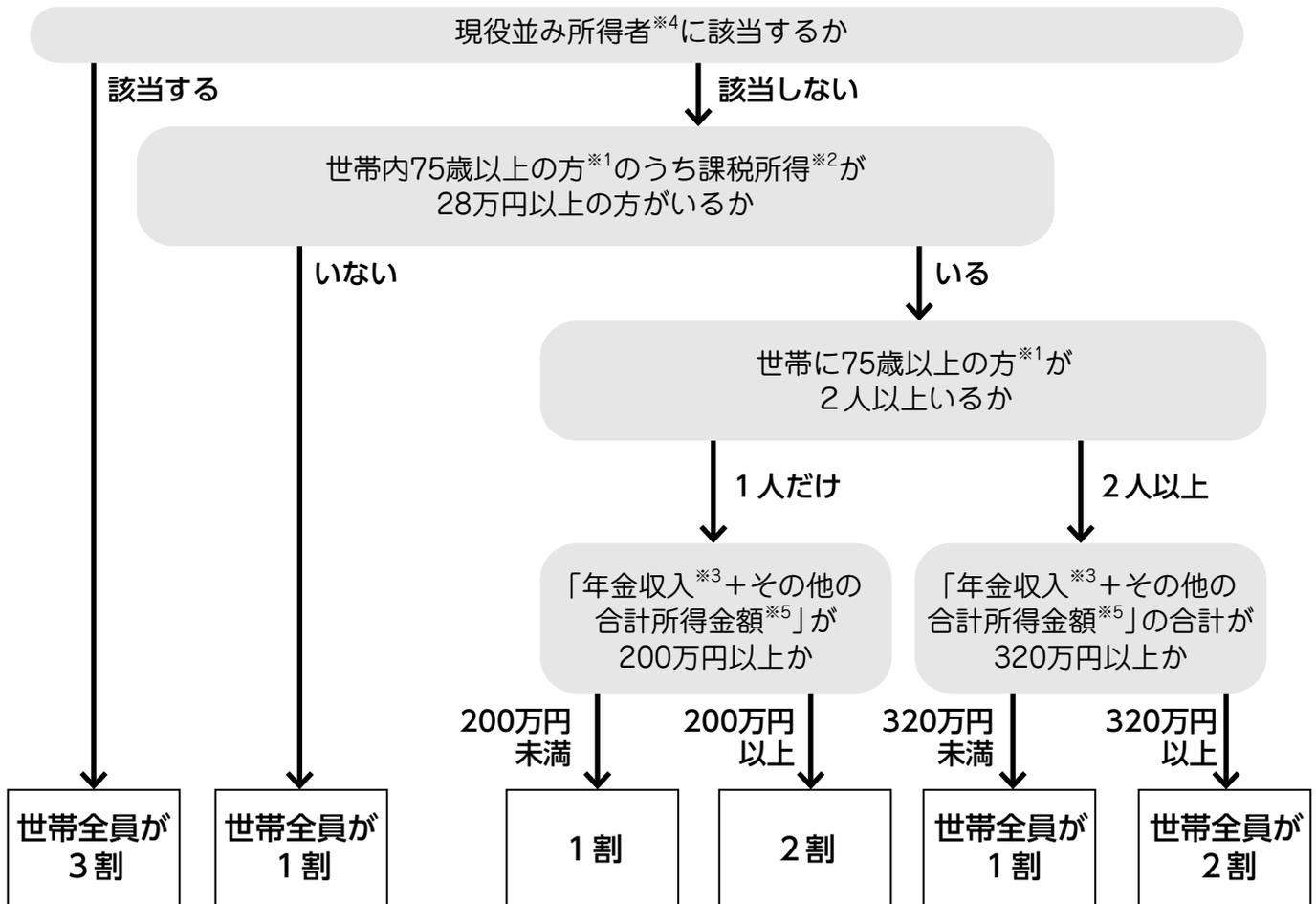
見直しの背景

令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代の負担となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

窓口負担割合2割の対象者

窓口負担割合2割の対象となるかどうかは、主に以下の流れで判定します

- 世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の方^{*1}の課税所得^{*2}や年金収入^{*3}をもとに、世帯単位で判定します。



- ※1 65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方も含まれます。
- ※2 「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)等を差し引いた後の金額)です。
- ※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
- ※4 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方です。
- ※5 「その他の合計所得金額」とは 事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額です。

窓口負担割合 2割となる方への配慮措置について

窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置があります

- 令和4年10月1日の施行後3年間(令和7年9月30日まで)は、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。
※同一医療機関での受診については、上限額以上を窓口で支払わなくてよい取扱いです。そうでない場合は、1か月の負担増を3,000円までに抑えるための差額を払い戻します。
- 配慮措置の適用で払戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。

【配慮措置が適用される場合の計算方法】

例: 1か月の医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担1割のとき ①	5,000円
窓口負担2割のとき ②	10,000円
負担増 ③(②-①)	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払戻し等(③-④)	2,000円

配慮措置

1か月5,000円の負担増を3,000円までに抑えます。

後期高齢者医療被保険者証の更新について

毎年8月1日は、後期高齢者医療の被保険者証の更新日です。

8月1日から使用する新しい被保険者証を、7月中旬から特定記録郵便で発送します。令和4年度から、郵送方法が簡易書留から特定記録に変更になり、特定記録はご自宅の郵便受けに配達されます。

なお、今回の被保険者証の有効期限は、令和4年9月30日です。窓口負担の見直し(2割新設)に伴い、令和4年10月1日から使用する被保険者証は、9月中旬からすべての被保険者へ発送する予定です。

【限度額適用・標準負担額減額認定証】、【限度額適用認定証】の更新について

医療機関等の窓口で提示することで、保険適用の医療費が自己負担限度額までの支払いとなる「限度額適用・標準負担額減額認定証」および「限度額適用認定証」は、毎年7月31日が有効期限です。

引き続き交付対象となる方は、自動更新となるため更新手続きは必要ありません。7月下旬から普通郵便で郵送されます。令和4年8月以降、新たに交付対象※となる方は、窓口で申請が必要です。

※対象となる方の詳細は、被保険者証に同封されている後期高齢者医療制度のしおりをご確認ください。

問い合わせ 富山県後期高齢者医療広域連合 ☎ 076-465-7502

◆国民健康保険被保険者証の更新のご案内◆

現在の国民健康保険被保険者証の有効期限は、令和4年7月31日です。

新しい被保険者証を7月10日頃から順次特定記録郵便で送付しますので、住所や氏名などをご確認いただき、8月1日からご使用ください。

◆国民健康保険限度額認定証の更新手続きのご案内◆

現在交付されている、国民健康保険の「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」「標準負担額減額認定証」の有効期限は、令和4年7月31日です。

令和4年8月以降も引き続き認定証をお使いになる場合は、8月1日以降、現在お使いの認定証、本人確認ができる身分証明書(免許証等)、世帯主と対象者のマイナンバーの分かるもの(マイナンバーカード等)をお持ちのうえ、申請をしてください。別世帯の方からの申請の場合は、認定証を郵送します。

また、世帯主とすべての国民健康保険被保険者が住民税非課税の世帯の方(区分がオまたは低Ⅱ)で、この1年間の入院日数が90日を超える方は、入院期間の分かる領収書等をお持ちください。

問い合わせ 健康課 国保・年金係 ☎ 2011

南砺市新型コロナウイルスワクチン接種についてのお知らせ

● 4回目接種について

<対象者> 市内に住所を有する、3回目接種から5か月以上経過した、下記①または②に該当する方

- ① 60歳以上の方（接種日時点）
- ② 18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方（事前の申請が必要です。）



南砺市新型コロナウイルス
ワクチン
4回目接種
ホームページ

<接種券発送スケジュール>

3回目接種日	接種券発送予定日	予約開始日	予約開始時間
～2月 6日	6月20日(月)	6月28日(火)	午前9時～
2月 7日～13日	6月28日(火)	7月 5日(火)	
2月14日～20日	7月 5日(火)	7月12日(火)	
2月21日～23日	7月12日(火)	7月20日(水)	
2月24日～27日		7月22日(金)	
2月28日～ 3月 3日	7月20日(水)	7月26日(火)	
3月 4日～ 3月 6日		7月29日(金)	

<接種開始日・使用ワクチン>

接種方法	接種開始日	使用ワクチン
個別接種	7月11日(月)	ファイザー社ワクチン
集団接種	7月 9日(土)	モデルナ社ワクチン

<18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方の事前申請について>

18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方は、**事前の申請が必要です。**
申請後に接種券を発送します。

対象となる基礎疾患や、申請方法、接種券発送日等については、南砺市新型コロナワクチン4回目接種ホームページで確認いただくか、コールセンターへお問い合わせください。

● 1～3回目の新型コロナワクチン接種体制について

	使用ワクチン	実施日	接種会場	予約開始日
12歳以上の 1～3回目接種	ファイザー社	7月17日(日)	福野市民センター (苗島4880番地)	受付中
小児(5～11歳)の 1・2回目接種	ファイザー社 小児用	水曜日	南砺家庭・地域医療センター (松原577番地)	

※接種体制の詳細は、市ホームページまたはコールセンターでご確認ください。

※5歳児の接種券は、誕生月の下旬に発送予定です。

南砺市
新型コロナウイルス
ワクチン接種
ホームページ



● 予約について

接種券が届いている方が対象です。インターネットまたはコールセンターをご利用ください。

※2回目接種は、1回目接種日の3週間後の同じ会場・受付時間での予約となります。

※個別接種・集団接種の日程は、ホームページ等でご確認ください。なお、ワクチンの供給量や予約状況により、変更となる場合があります。

※接種を希望される方が予約できるように順次予約枠を確保します。慌てずに予約をしてください。

● 富山県ワクチン接種センターでの接種（1～3回目）について（事前の予約が必要です。）

<接種会場> 富山空港ターミナルビル

<使用ワクチン> モデルナ社

<予約・問い合わせ> 富山県新型コロナワクチン接種特設会場コールセンター

TEL:076-444-5730 受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝日も実施）

【ワクチン接種に関する問い合わせ】南砺市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター
TEL:0763-53-0061 受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝日も実施）